

「蚕糸業二関スル経歴私記」

— 山陰製糸会社の創始者 亀井甚三郎 —

谷 口 啓 子

はじめに

翻刻資料「蚕糸業二関スル経歴私記」（以後、「私記」と記す）は、鳥取県中部で良品質の生糸の生産を目指し、工夫改良研究を積み重ねた亀井甚三郎（一八五六一—一九三〇）の覚書である。

亀井甚三郎は明治二三（一八九〇）年三三歳の折、同様の志を持つ人々を募り、倉吉町大字福吉町に山陰製糸会社を創立した。亀井が興した山陰製糸は郡是製糸に移譲（一九三三）されるまで、とりわけ明治後期から大正にかけて、県内では坂口平兵衛が米子に興した米子製糸と並び立つ二大製糸会社の一つで、二つの会社ともエキストラ格（飛切

格）の生糸を生産する会社として全国的に有名であった。特に山陰製糸は、明治三三年のパリ万国博で名誉大賞、明治三七年のセントルイス万国博で最高名誉大賞を受賞する等、全国最高品質の生糸を製出し注目されていた。

山陰製糸の品質向上の努力工夫については、『鳥取県史』近代第三巻経済篇の「養蚕業の発展」の項に記述があり、「私記」が元原稿として使用されたようである。山陰製糸は製糸技術のみならず、その原料となる優れた繭の産出法を特に熱心に研究した。国の生糸検査所技手徳田実也は米子製糸も念頭に置きながら、「原料の佳良なるは実に山陰（地方の意味―石井寛治補注）製糸の成果を揚げたる主要の原因也。」（『大日本蚕糸会報』一九二号）と断定している。石

井寛治は『日本蚕糸業史分析』（一九七二年刊行）で、徳田の言葉を引きながら、山陰製糸の優良繭確保法には注目に値するものがあると紹介している。石井は『鳥取県勸業沿革』、『東伯郡誌』、『大日本蚕糸会報』の記述を基に分析をし、品評会方式により直接養蚕農家の意欲を高めたこと、

県と協力して良質の繭の製造を研究したことの二点を、効果を挙げた要因とみなした。

製糸業は明治から昭和初期まで日本最大の輸出産業であり、外貨獲得産業であった。半製品である生糸は外国で完成品となったが、それはその地でも奢侈品であり、高品質を保つことは後発国の業界にとって非常に重要な課題であった。山陰製糸が創立された頃の最大の輸出先はアメリカであり、アメリカで高い評価を得ることは特に意味があった。明治末期に「鑑印」の商標をつけた山陰製糸産出の生糸は、米子製糸の製品とともにニューヨークで「優等糸」としての評価を得た（繭と生糸の近代史）。「優等糸」はアメリカで経糸（縦糸）として使用された。「優等糸」製糸会社の国内の代表格は郡是製糸であったが、山陰製糸の活動は「郡是製糸の波多野を強く刺激していた」（『日本蚕糸業史分析』）という。

「私記」は第一から第一二まで項目をたて、第一から第三までは会社創業に至るまでの経緯、第四から第一二まで

は「優等糸」産出に関わる工夫改良の記録に充てている。記録は次のようになる。

- 第四、第五 生糸切断防止の工夫
- 第六、第七 繭の損傷を防ぐ貯繭法（乾燥貯繭法）
- 第八 生糸の節の除去法（生糸切織器の発明）
- 第九、第一一 蚕繭、蚕種の改良普及
- 第一二 農民の良繭産出の意欲向上法

蚕糸業の発達を目指した鳥取県は、雑多な蚕品種を統一するために明治三六（一九〇三）年に全国初の県立原蚕種製造所を設立し、山陰製糸が改良開発した新品種「山陰又昔」を優良種とみなし県内に普及した。明治四四年には県内の蚕種はほとんど「山陰又昔」に統一された。県立蚕業試験場（大正一一（一九二二）年改称）の『原蚕種配布満二十五週年記念帖』は、「之（山陰又昔のこと）ヨリ製出セラル、生糸ハソノ品質ノ優秀ナル点ニ於テ天下無双ノ声価ヲ得タリ」と記している。県と山陰製糸が協力して優良蚕種を開発普及したことが、山陰製糸に限らず県内で高品質の生糸生産を可能にしたといえる。

大正八（一九一九）年段階で鳥取県の蚕糸業（養蚕・製糸業）の生産額は米に次いで第二位、全体の三〇％近くに

なり、県経済を支える産業に成長した（『鳥取県統計書』）。鳥取県の生糸生産数量の伸びは著しく、明治三六年（一九〇三）から大正七（一九一八）年までの一五年間に五・四九倍となり、その伸び率は全国七位であった（『繭と生糸の近代史』）。

「私記」は未発表のものであり、かつての県経済を支えた基幹産業の特質を研究する際の基礎資料となるであろうと考え、翻刻を試みた。ただ、「私記」中の別表一、二、三は、山陰製糸産生糸の優良性を表す検査成績表（別表一は、山陰製糸開発の貯繭法による利益の算出表。別表二、三は、山陰製糸産生糸の横浜生糸検査所による検査結果）であるが、紙幅の関係でその部分は割愛した。

また、「私記」には、別表の他に甚三郎の「履歴書控」が付されている。表紙には「私記」と同じく「明治三八年七月差出シ」と書かれており、同時に提出されたものであることが分かる。差出先は不明であるが、おそらく大日本蚕糸会に提出されたものであろう。明治四〇年一月に甚三郎が大日本蚕糸会から金賞牌を受けていることから、受賞候補者として関係書類の提出を求められ、その控えを残したものと考えられる。さらに「履歴書控」には明治三八年以降の記述もあり、追記がなされたものと推察される。追記も含めてすべての部分の筆跡は同じであり、後日改めて

書き直したのであろう。「履歴書控」は、「私記」を理解する上でも重要であり、また、亀井甚三郎の起業家としての参考資料になると考え、今回「私記」とともに翻刻を行った。

【追記】

翻刻にあたり、資料所蔵者で甚三郎氏の曾孫にあたる亀井理氏には多大の協力をいただいた。記して厚くお礼申し上げます。

【凡例】

- 一 原文書及び写真（表紙口絵）は亀井理氏所蔵のものである。
- 二 適宜、句読点及び「」を付した。
- 三 旧字体は原則新字体に改めた。
- 四 外国の地名の漢字表記にはフリガナを付した。

〔表題〕

明治三拾八年七月十日差出シ

蚕糸業ニ関スル経歴私記

亀井甚三郎蚕糸業ニ関スル経歴私記

第一 志ノ起因

窃カ二本邦生糸界ヲ觀察スルニ、既ニ著ルシク其歩武ヲ進メツ、アリテ、優ニ産糸国ノ声価ヲ占ムルニ至レリト雖トモ、市価ヲ伊仏ト競フ能ハズ。常ニ多少ノ損敗ヲ蒙レリ。蓋シ輓近欧米ノ機業ハ、益々其精巧ヲ極メテ愈精良ノ糸料ヲ需用スルニモ拘ラズ、本邦ノ製糸タルヤ依然トシテ旧習ヲ脱セズ、其製法技術ノ精密ナラサル、欧米機業者ノ嗜好ニ投スルコト能ハサルニ座セズンバアラズ。於是乎生糸改良ノ念勃然トシテ禁スルコト能ハス。遂ニ意ヲ決シテ躬ヲ

斯業ニ投ズ。

第二 研究

明治二十二年六月中東京ニ遊ビ佐賀県士族森田真等ニ從ヒ、各式ノ製糸法及器械ノ構造法ヨリ其他斯業全般ニ係ル便否得失等ニ至ル、詳ニ之ガ講究ヲナシ、尋テ上武甲信及東北地方著名ノ各製糸家ヲ歴問シテ、更ニ实地ヲ研究シ大ニ得ル所アリ。同年十二月中帰笈ス。

第三 創業

廿三年一月桑田國藏等同志五名ヲ募リ生糸改良ノ目的ヲ以テ倉吉町大字福吉町へ山陰製糸会社ナルモノヲ創設シ、本社全般ノ業務ヲ專任シテ彼ノ仏国最新ノ器械ニ抛リテ、直揚百人繰蒸気器械ヲ構造シ十ヶ月ノ後僅ニ開業スルニ至レリ。

第四 再繰法研究

然レトモ創業日尚ホ浅キヲ以テ、事多クハ其ノ意ト反シテ未タ良好ノ成績ヲ収ムルコト能ハズ。随テ其糸質ノ善良ナ

ルニモ拘ラズ、之ヲ再繰スルニ際シ頻リニ其切断スルノ患アルヲ以テ、未ダ欧米沽客ノ嗜好ヲ買フコト能ハズ。為ニ老百余個ノ生糸ヲ空シク之ヲ庫中ニ堆積スルニ至ル。翌廿四年八月中各糸業地ノ再遊ヲ試ミ、遂ニ横浜ニ到リテ斯業ニ精通セル各内外人ニ就キ、精數ナル調査ヲ遂ゲ同年十月中帰發。

第五 再繰器械改造

同年十月中本邦在来ノ器械ヲ取捨シ、傍ラ伊仏ノ器械ヲ參酌シ、更ニ自己ノ意匠ヲ加ヘ、茲ニ乾燥式再繰蒸氣器械ニ改造シ、二十五年一月中漸ク其成功ヲ告ゲ頗ル良成績ヲ得タリ。

第六 貯繭法研究

尋テ起リシ研究ハ貯繭法是ナリ。本邦ノ氣候タルヤ其空氣中多量ノ水分ヲ含有スルヲ以テ、到底在来ノ如キ天然ノ乾燥及疎漏ノ貯蔵ニテハ繭質ヲ損傷スルコト甚シキガ為メ、繰糸ノ勞多クシテ而モ糸量ヲ減シ、又品位ヲ落スノ困難ヲ免レズ。苟モ巧ヲ伊仏ト競ハントセハ、第一ニ此三者ヲ除カサルヲ得ズ。此ニ於テカ只管之ガ方法ヲ講究シツ、アリ

頰チ頻リニ該方法ヲ勧誘セリ。

本社製出ノ改良生糸ガ頓ニ其声価ヲ横浜市場ニ馳テ、大ニ各内外人ノ信用ヲ博シ、殆ンド伊仏ノ優等品ヲ凌駕スルニ至レル者、確ニ之ガ一因タルヲ信セスンバアラス。

第七 乾燥貯繭法ノ普及

爾後該改良製糸及鐘誥貯繭共各府県庁若クハ各実業学校并ニ横浜神戸両検査所等ヨリ参考備品トシテ之ヲ徵求セラ、コト三十余ニ達シ、又二府十六県当業者ハ来リテ实地練習ヲ受クルニ至リシガ、今日ニ至テハ概ネ普及スルヲ認ムルナリ。

第八 類節除去研究

廿八年中本邦生糸直輸出業横浜生糸合名会社米国支店長新井某ナル者本邦同業者ヘ対シ、左ノ諭告ヲナシテ曰ク「本邦ノ生糸タルヤ概ネ類節ノ弊アリ。且優等品ニハ縮類ノ害多クシテ往々尺余ノモノヲ認ムルコト之アリ。是ヲ以テ精良織物ノ原料ニ適セズ。若シ今ニシテ之ガ矯正ヲ計ルニアラスンハ、終ニ救フ可カラサルノ悲境ニ沈淪スルモノアラント」。爾後之ガ精査ヲ為スコト數閱月ニシテ、始テ之ガ

シガ、適マ廿三年四月中森田真ガ著述ニ係ル貯繭新法出ルヲ以テ、直ニ其方法ヲ試ミシモ、惜ムラクハ其手段不完全ニシテ未タ實用ノ功績ヲ認ムルコト能ハズ。然ルニ不幸ニシテ、該著述者森田氏ハ同年中病ヲ以テ逝ケリ。因テ其遺志ヲ継ギ、益々其方法ヲ講究スルコト數年漸ク同二十五年ニ至リ、始メテ一ノ新案ヲ発見シタリ。乾燥貯繭法是ナリ。

其方法左ノ如シ

- 一、繭燥室ヲ作ルコト及ビ其構造法
- 一、繭燥ノ温度及ビ時間

一、鐘誥方法

今ヤ一般ニ行ハレツ、アルヲ以テ其詳細ヲ略ス。

此方法タルヤ解舒良好ナルヲ以テ糸量ヲ増スコト、凡ソ九歩、而モ糸質ノ品位ハ極メテ雅ナル者トス。試ニ糸歩ノ点ニ於テ當時ノ代価ヲ以テ算シ来レバ、其成績ハ第一号表ノ如ニシテ、乃チ成繭壹千石ニ対シ金貳千百九拾六円五拾錢ノ増収ヲ視ルノ割合ニシテ、進ンデ試ニ別紙第一表(省略)ニ抛リテ全国壹ヶ年ノ産繭高即チ壹百五拾八万〇貳百四拾石明治廿四年ノ統計ニ拠ルニ対スル該収利額ヲ通算スルトキハ、實ニ一ヶ年金參百四拾七万〇九百九拾七円拾六錢トハナレリ。豈ニ一驚ヲ喫スベキノ巨額ニアラズヤ。然ラバ右發明乾燥貯繭法タルヤ其國家ニ裨益スル所以ノモノ、蓋シ亦鮮少ナラサルモノアラン歟。因テ該比較表ヲ調製シ博ク之ヲ同業者ニ

弊原ヲ窺知スルコトヲ得タリ。類節ハ繭ノ品質ト繰糸ノ法トニ依ルコト多ケレバ、繭ノ撰別ト其繰糸トニ注意ヲ要スルハ勿論ナレトモ猶他ニ手段ノ取ル可キ者アリ。蓋シ繭ノ纖維タルヤ其始メハ細クシテ、漸次中部ニ至ルニ從テ其太サヲ増シ、漸次再ビ細クナルモノトス。茲ニ同數ノ繭ヲ以テ繰糸ヲナスモ必ズ其纖維ノ均一ヲ求ムルカ為ニ、屢纖維ノ或部分ヲ截除シテ其太キ所ヲ減ジ、若クハ他ノ纖維ヲ以テ其細キ所ニ補足スル所以ノモノハ、乃チ是レガ為メナリ。故ニ仮令技術熟練ノ者ト雖トモ任意ニ指頭ヲ以テ纖維ノ一部ヲ切断スルトキハ、必ズ纖維ノ一旦延ヒテ再ビ縮マルモノナルヲ以テ、自然ニ俗ニ所謂「ビリ」即チ縮類ヲ生スルモノナリ。因テ苦心焦慮ノ末遂ニ一ノ生糸切織器ヲ發明スルコトヲ得タリ。乃チ該切織器ヲ使用スルトキハ、仮令任意ニ其纖維ヲ切断スルモ、更ニ從來ノ如キ縮類ヲ生スルノ憂アルコトナシ。該生糸切織器ハ明治廿九年九月廿九日特許條例ニヨリ拾ヶ年間ノ特許ヲ得タリ。

第九 蚕繭ノ研究

近來清國蒸氣製糸ノ声價噴々タルヲ以テ、同廿九年十一月中清國産繭及本県農学校飼育ニ係ル清國種復製繭并二本邦在来種又昔等ノ三種ヲ原料トシ、各別ニ製糸シテ横浜生糸

検査所へ送送シテ其検査ヲ請求セシニ、其成績乃チ別紙第

二第三表(省略)ノ如シ。

翌三十年五月中適マ神戸市ニ於テ関西府県連合共進会ノ舉
アリシヲ以テ右三種ノ製糸及該成績表ヲ提出シテ聊カ当業
者ノ資考ニ供シタリキ。本邦ノ蚕繭タルヤ多種複雑ヲ極ム。
故ニ其繭質纖維并ニ形状ノ均一ナラサルヲ以テ精良ノ生糸
ヲ作ラントスル者其困難云フ可カラズ。況ンヤ晩近ニ至リ
テ繭質漸ク粗悪ニ傾キ、其弊誠ニ言フニ堪エサルモノアリ。
依リテ去ル二十七年中横浜生糸貿易商洪沢商店ニ托シテ清
國特別ノ蚕種数枚ヲ取寄セ、之ヲ本県立農学校養蚕教師正
垣種太氏ニ囑托シテ其飼育ヲ試ムルコト三ヶ年、漸ク去ル
二十九年七月中始メテ最良ナル所ノ蚕種若干ヲ取得スルニ
至レリ。蓋シ繭維ノ細密伸力ノ強靱且ツ解舒容易光沢善美
ニシテ、大ニ本邦在来ノ各種ト其優劣ヲ異ニスルモノナリ。
従来本県下飼育ノ蚕種ハ又昔小石丸青熟ノ三種ト規定セラ
ル、ニモ拘ラズ、翌三十年度本県中央蚕糸業組合連合会ニ
於テ右三種中青熟ノ一種ヲ除キテ之ニ換フルニ、該清國複
製種ヲ以テセンコトヲ決議セリ。於是乎県立農学校長山瀬
幸人氏ト相謀リテ該種ニ命名スルニ伯陽ノ二字ヲ以テセリ。
而シテ無代価ヲ以テ偏ク之ヲ各養蚕家へ頒付シ盛ニ其飼育
ヲ勧誘セリ。

第十 蚕種研究

本邦ノ蚕繭ハ其種類維多ニシテ隨テ其形状纖維各其特質ヲ
異ニシ製糸ニ便ナラズ。加フルニ飼育術ノ進歩スルニモ拘
ラズ蚕兒漸ク虚弱ニ陥リ、繭形粗大トナリ縮皺浮遊シ俗ニ
天鷲絨質ナラサル者ナキニ至レリ。要スルニ糸質粗悪強伸
ニ力全カラズ、類節多キ所以ナリ。支那繭及ビ本邦各種繭
ニ対シ年々比較試験ヲ為シタルノ結果、全ク根本的ニ蚕種
ノ改良ヲ為サ、ルヲ得サルコトヲ感シ、三十一年中鳥取県
立農学校養蚕教師正垣種太等數輩ト相謀リ、其六月中農商
務省ノ認可ヲ得テ東伯郡蚕糸同業組合ヲ設立シ、尚ホ自ラ
四拾余坪三階造リノ原蚕種製造所ヲ建設シ、右組合ニ貸与
シ正垣種太ヲシテ其技術師トナシ、各種蚕繭中尤モ雅良ノ
者ヲ特撰シ特別改良原蚕種ヲ製造シ、猶同組合規定ニ拠リ
種繭撰定会ナル者ヲ設ケ、右特撰種類ニ合格セサル者ニハ
之ヲ無代価ニテ分与シ、盛ニ改良種ノ普及ヲ促シタリシニ、
三十三年ニ至リ政派ノ争ヒハ同業組合ニ及ホシ、終ニ折角
ノ事業ヲ中途廢絶スルノ否運ニ遭遇シタルヲ以テ、三十四
年度ヨリ奮然トシテ我が山陰製糸会社中蚕種部ヲ置キ、正
垣種太ヲシテ故ノ如ク技術ヲ担当セシム。更ニ又還元原種
法ヲ案出シ、其成績顯著山陰又昔トシテ独特ノ称ヲ博スル
ニ至レリ。

其方法凡ソ左ノ如シ

一 原々種 成ル可ク自然ニ任シテ飼育シ、而シテ蚕ノ
強壯ナル者成繭ノ純良ナル者及ビ種子ノ雅
ナル者ヲ精撰シ、一ハ以テ再ビ原々種トナ
シ他ハ原種トスルコト。

一 原種 即チ原々種ヲ普通飼育法ニ依リテ飼育シ、
之ヲ一般ノ蚕種トスルコト。即チ一般養蚕
者ハ原々種ヨリ三代目ヲ飼育スルコト。

第拾壹 山陰又昔ノ普及

山陰又昔ハ天候不順ノ影響ヲ受クルノ憂ナク、又普通蚕種
ニ比シ三割以上ノ増収アルコト確ナリトス。殊ニ糸質純良
糸量多キヲ以テ市価亦他ニ比シテ一割ヲ加フ。此ニ於テ乎
東伯郡ハ期セスシテ此ノ種ニ一定シ、漸ク東西ニ蔓延スル
ニ至ル。幸ニシテ県庁ニ於テモ茲ニ見ル所アリ、三十六年
度ヨリ原蚕種製造所各支部ニ於テ種繭審査会ヲ設ケ、一般
ヲシテ該又昔ノ一種ニ一定セラレタルヲ以テ其普及極メテ
速ナリシノミナラズ、終ニ天下ニ名ヲ博シ、内國各養蚕地
ヨリ該蚕種注文一年ニ多ヲ加へ、今ヤ數万ヲ以テ數ヘ其
需ニ応スル能ハサルノ盛況ニ至レリ。

第拾貳 奨励

廿五年以来蚕業改良發達ヲ促スノ目的ヲ以テ、毎年新繭買
収ヲ終ルヤ買収繭各飼育者ヲ明ニシ、之ヲ場内ニ陳列シ広
ク公衆ニ示シ、又審査ノ結果左ノ規定ニ依リ賞品并ニ賞状
ヲ贈与ス。而シテ授与式ノ日ハ県知事郡長其他紳士ヲ招待
シテ之ヲ榮ス。

奨励方法
光沢最良 形状整一 纖維精密
解舒容易 類節皆無 糸量饒多
強伸力ニ富ミ 飼育宜シキヲ得タルモノ

- 特別壹等賞 玄米拾俵 壹名
- 但繭量貳拾貫以上ノモノ
- 特別貳等賞 玄米五俵 壹名
- 但繭量拾八貫以上ノモノ
- 特別參等賞 玄米參俵 壹名
- 但繭量拾五貫以上ノモノ
- 特別四等賞 玄米貳俵 壹名
- 但繭量拾參貫以上ノモノ
- 特別五等賞 玄米壹俵、參拾名
- 但繭量拾貫目以上ノモノ

此外蘭量八貫目以上拾貫目未滿ノ者三拾名ヘ対シ奨励
金貳円乃至壹円ヲ贈与ス。

附録

山陰製糸合名会社ハ其規模計画トモ甚三郎自ラ其責ニ当ル
モ、其始メハ桑田藤十郎外四名ヲ以テ創立セシモ、幾モナ
ク桑田藤十郎外氏名ハ相次テ退社シ、今桑田國藏ト甚三郎
ト二人トス。資本金ハ始メ壹万七千五百円ニ起リ漸次六万
円トナシ、又従前壹百參拾六台ノ器械ナリシモ漸次改良拡
張シ、猶三十三年大ニ工ヲ起シ三十五年ニ至リ竣工シ総釜
貳百拾六台トナシ、三十六年ヨリ産額三百余個トナリ、製
品益々名声ヲ博シ世界第一位ノ最高價ヲ以テ売買シツ、ア
リ。

明治三十三年中（西曆壹千九百年）仏国巴^{パリ}万国博覽会ニ
於テ名譽大賞牌ヲ、同三十六年中内国勸業博覽会ニ於テ壹
等賞牌ヲ、同三十七年中聖路^{セントルイス}万国博覽会ニ於テ最高名譽
大賞牌ヲ受ク。其他内外博覽会共進会等ニ出品シテ賞ヲ受
ケシコト拾数ニ及ベリ。

〔表題〕

明治三十八年七月十日差出シ

履歷書控

履歷書

鳥取県東伯郡倉吉町大字西町五拾七番地

平民 龜井甚三郎

安政三年二月六日生

一 開蒙学校保護人申付候事

明治八年四月二十日

鳥取県権令 三吉周亮

一 成徳小学校新築費之内へ金拾貳円差出候段、奇特ニ付
為其賞木壹壹個下賜候事

明治十四年八月八日

鳥取県

一 明治十七年十二月中久米郡倉吉町貧民へ玄米壹石六斗
施与候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年二月十八日

鳥取県令從五位勲四等 山田信道

一 明治十四年中当町成徳小学校新築ニ際シ聊力微功ヲ効
セリ

一 明治十八年二月中久米郡成徳小学校へ金拾五円寄附候
段、奇特ニ付為其賞目録之通リ下賜候事

明治十八年四月廿日

鳥取県令從五位勲四等 山田信道

一 学務委員勤務中成徳小学校新築ニ際シ頗ル尽力シ且校
下ノ父兄ヲ誘導シ学事ニ競進スルノ思想ヲ發揮セシメ
遂ニ客年五月ニ至リ落成セシメ候段、奇特ノ至リニ候
事

明治十五年一月四日

鳥取県

一 明治十七年十月中久米郡倉吉警察署新築費トシテ金五
円寄附候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年十一月廿四日

鳥取県令從五位勲四等 山田信道

一 久米郡県會議員補欠員
右明治十五年四月十九日本郡撰挙会ニ於テ投票多数ニ
依リ当撰状如件

明治十五年六月十日

河村久米八橋郡長 荒尾光就

一 明治十八年七月中県立倉吉農学校へ金壹円五拾錢寄附
候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年十一月廿四日

鳥取県令從五位勲四等 山田信道

一 久米郡第八番学区学務委員申付候事

明治十六年一月廿五日

鳥取県

一 明治十八年七月中県立倉吉農学校開校式費へ金貳円寄
附候段、奇特ノ至リニ候事

明治十八年十一月廿四日

鳥取県令従五位勲四等 山田信道

一 明治十八年十一月中久米郡倉吉仲ノ町道路修繕費へ金六円寄附候段、奇特之至リニ候事

明治十八年十二月廿八日

鳥取県令従五位勲四等 山田信道

一 明治十八年三月中倉吉監獄署建築費之内へ金壹円七拾錢參厘寄附候段、奇特之至リニ候事

明治十九年七月三十日

鳥取県知事従五位勲四等 山田信道

一 明治十九年九月中久米郡七番学区成徳小学校学資積金へ拾壹円九拾錢寄附候段、奇特之至リニ付為其賞木杯壹個下賜候事

明治十九年十月廿九日

鳥取県知事従五位勲四等 山田信道
代理鳥取県書記官従六位 萩原汎愛

一 明治廿年中地方農工商業上ノ金融便益ヲ相計ランガ為ニ桑田藤十郎等数名ト俱ニ発起人トナリ、茲ニ倉吉融通

告ゲ田区整然タルヲ得タルノミナラズ壹町余ノ増歩ヲ得ルニ至レリ

参考

旧田反別 四拾三町七反九畝拾五歩

此筆数 五百六十五 窪数 壹千二十

改正田反別 四拾四町八反一畝拾二歩

此筆数 二百九十一 窪数 七百七十四

旧畑反別 二反六畝五歩

此筆数 九 窪数 九

改正畑反別 二反七畝廿一步

此筆数 五 窪数 九

差引増反別

田 壹町壹畝二十七歩

畑 壹畝十六歩

此改正ニ要シタル費用合計金壹百八拾四円壹厘ニシテ之ヲ田区増反別ノミニ課当スルモ一反ニ付金拾八円拾六錢九厘ニ通ス

一 明治二十一年十二月九日久米郡撰挙会ニ於テ投票多数ニヨリ、鳥取県會議員補欠員タルヲ証ス

会社ヲ設立シ尋テ其重役ニ撰任セラル

一 明治二十年三月四日久米郡撰挙会ニ於テ投票多数ニ拠リ、鳥取県會議員補欠員タルヲ証ス

明治二十年三月十二日

河村久米八橋郡長 梶川正温

一 明治二十年中本町尋常小学校生徒頗ル増加シ、在来校舍ニテハ其狹隘ヲ告ゲ到底教育普及ノ目的ヲ達シカタクヲ以テ、更ニ新ニ壮宏ナル校舍ノ新築ヲ計画シ奔走尽力ノ末、殆ンド壹ヶ年ヲ経テ右新築ノ落成ヲ告ケタリ。因テ同廿一年四月中本県庁ヨリ褒詞ヲ蒙レリ

一 明治二十年十二月倉吉尋常小学校建築費トシテ金參拾円寄附候段、奇特ニ付為其賞木杯壹個下賜候事

明治二十一年二月四日

鳥取県知事従四位勲三等 山田信道

一 從來本町境内所在ノ水田タルヤ概ネ其区画狹隘畦畔不整ニシテ耕耘收穫共ニ其便益ヲ相欠クモノアリ因テ明治廿一年中同志数輩ト銳意率先百方勸誘シテ大ニ畦畔更修ノ事業ヲ企画シ遂ニ数月ヲ経ルノ後始テ能ク其成功ヲ

明治二十一年十二月十日

河村久米八橋郡長 梶川正温

一 久米郡撰挙県會議員山柝友藏辭任候條、正員ニ補充スルヲ証ス

明治二十一年十二月十一日

河村久米八橋郡長 梶川正温

一 明治二十二年二月中倉吉電信局新設費ノ内へ金六円寄附候段、奇特ニ候事

明治二十二年十二月廿四日

鳥取県知事正五位勲四等 武井守正

一 本年九月中久米郡倉吉町貧民へ玄米四斗施与候段、奇特ニ候事

明治廿三年十二月十二日

鳥取県知事従四位勲四等 武井守正

議第一二九号

一 本日開会セシ該郡撰挙県會議員選挙会ニ於テ正員当選ニ候條、承諾届書差出シ有之度此段及通知候也

明治廿四年二月廿日

鳥取県河村久米八橋郡長 天野祐治

明治廿八年一月三十一日

鳥取県知事正五位 野村政明

一 明治十八年中県立倉吉農学校設置ニ際シ校費トシテ金
参円五拾銭寄附候段、奇特二候事

明治廿四年二月廿七日

鳥取県知事従四位勲四等 武井守正

一 鳥取県立農学校商議員ヲ囑托ス

明治廿四年六月二日

鳥取県

一 倉吉町長ニ当選シ知事之認可ヲ得此段通達ス

明治二十八年十一月十六日

鳥取県久米郡倉吉町長代理助役 尾崎忠平

一 明治廿三年度倉吉町教育費へ金壹円五拾銭寄附候段、
奇特二候事

明治廿四年十月十九日

鳥取県知事従四位勲四等 西村亮吉

一 明治廿八年十一月十七日倉吉町長辞任ス

一 明治廿六年十月水災ノ節久米郡倉吉町被害者救恤トシ
テ金六拾円施与候段、奇特二付為其賞木杯壹個下賜候事

明治廿八年十一月三十日

鳥取県知事正五位 野村政明

一 商法施行條例第三拾五條ニ依り破産管財人ヲ命ス

明治廿六年六月五日

司法省

一 商法施行條例第三拾五條ニ拠り破産管財人ヲ命ス

明治廿九年七月六日

司法省

一 明治二十六年久米郡倉吉町役場費へ金五円寄附候
段、奇特二候事

一 郡制第六條ニ依り郡會議員ニ当選シタルコトヲ証明ス

明治廿九年九月廿四日

鳥取県東伯郡長 村上先

一 明治三十三年六月東伯蚕糸同業組合評議員ニ撰挙セラ
ル

一 東伯郡簡易蚕業学校商議員ヲ囑託ス

明治三十年四月六日

鳥取県東伯郡役所

一 明治三十三年中（西曆千九百年）仏国巴里万国博覽会
ニ於テ左ノ賞状并ニ銀盃ヲ受ク

商工郵便電信省
千九百年万国博覽会ハ下ノ賞状ヲ授与ス

銀牌

鳥取県山陰製糸合名会社協賛人亀井甚三郎君

第十三部八十三類 生糸 日本

巴里千九百年八月十八日

事務官長 ア、ピカトル

商工郵便電信大臣 ア、ミルラン

一 蚕糸業諮問会委員ヲ囑託ス

明治三十二年七月七日

農商務省

一 明治三十二年十二月中東伯郡赤崎町漁民溺死ノ際其族
救恤トシテ金貳円施与候段、奇特二候事

明治卅四年十二月廿五日

鳥取県知事正五位勲五等 寺田祐之

一 商法施行條例第三十五條ニ依り破産管財人ヲ命ズ

明治三十二年七月十三日

司法省

一 明治三十二年九月六日破産管財人ヲ辞任ス

一 官祭鳥取招魂社移転増築費へ金壹円寄附候段、奇特二
候事

明治三十五年十一月一日

鳥取県知事正五位勲四等 寺田祐之

一 東伯郡蚕糸同業組合ノ推撰ニヨリ原蚕種製造所倉吉支所種繭審査員ヲ命ス

明治廿九年五月廿二日

鳥取県

一 明治三十五年十一月中東京市麹町区富士見町官邸ニテ蚕糸業談話会開設ノ節、農商務大臣ヨリ召サレタリ

一 原蚕種製造所倉吉支所種繭審査会審査員ヲ命ズ

明治三十六年六月五日

鳥取県

一 審査会出会日手当弍円給与

明治廿九年六月五日

鳥取県

一 明治三十二年度東伯郡成徳尋常高等小学校舎増築費ノ内へ金六十円寄附候段、奇特ニ付為其賞木杯壹個下賜候事

明治三十六年八月一日

鳥取県知事正五位勲四等 寺田祐之

一 明治三十七八年戦役ノ際軍需品トシテ毛布二枚献納候段、奇特ニ候事

明治廿九年七月廿六日

鳥取県知事從四位勲三等 寺田祐之

一 明治三十六年九月東伯蚕糸同業組合委員ニ撰挙セララル

賞状 鳥取県東伯郡倉吉町

龜井甚三郎

一 明治三十七八年戦役ノ際報國ノ旨意ヲ以テ從軍者家族扶助ノ為金十一円寄附候段、奇特ニ候條其賞トシテ木杯壹個下賜候事

明治三十八年九月二十日

鳥取県知事從四位勲四等 寺田祐之

夙ニ躬ヲ蚕糸業ニ委ネ、関東東北地方ヲ巡視シテ実地ノ得喪ヲ攻究シ、明治二十三年同志ト相謀リ山陰製糸会社ヲ創立シ、仏国式製糸機械ヲ裝置シ経営慘憺著々改良ノ実ヲ挙ゲ、今ヤ其製品ハ世界稀有ノ高価ヲ以テ売售シ得

ルニ至レリ。又多年苦心ノ結果乾燥貯繭ノ新法ヲ案出シ、又類節除去ノ研究ニ從事シテ生糸切織器ヲ發明シ、又蚕繭蚕種ノ改良ニ努力シ、又生糸ノ精粗ハ主トシテ繭ノ良否ニアリトナシ、還元原種法ヲ考案シテ、山陰又昔ノ一種ヲ選出セリ。其糸質ノ優良糸量ノ豊富ナルヲ以テ其名遠近ニ轟キ、今ヤ同地方ノ製造額ハ数万枚ヲ以テ算スルニ至ル。其蚕糸業ニ貢献スル勞効洵ニ著大ナリ。依テ本会功績表彰規則ニ依リ金賞牌ヲ贈与シ、以テ其功績ヲ表彰ス

明治四十年一月二十七日

大日本蚕糸会総裁大勲位功二級 貞愛親王

一 刑民法法トモ其責ヲ受ケタルコトナシ

右

龜井甚三郎

夙ニ志ヲ生糸ノ改良ニ決シ、笈ヲ東京ニ負ヒ主産地ヲ巡歴シテ実地ヲ視察シ、遂ニ同志ヲ募リテ会社ヲ設立シ、再練法ヲ研究シテ其機械ヲ改造シ切織器ヲ發明シテ類節ノ多キヲ救ヒ、貯繭ノ方法ヲ創案スル等、凡ソ蚕糸ノ業ニ貢献スル所多ク其功績称揚スベシ。仍テ茲ニ之ヲ賞ス。右第九回関西府県連合共進会審査長ノ薦告ヲ領シ、茲ニ之ヲ授与ス

明治四十年五月廿日

農商務大臣從二位勲一等 松岡康毅

一 明治四十年五月廿日左ノ賞状并ニ銀盃ヲ拝受ス

功勞賞授与証

鳥取県東伯郡倉吉町

龜井甚三郎

銀盃